

新潟市地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰に伴う影響を大きく受ける商店街が、消費の喚起と継続的な利用促進につなげることを目的として、独自に取り組む感染症対策や集客回復等の活動や、他の商店街団体と連携して行う取り組みを支援するために交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、商店街団体（以下「団体」という。）とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 商店街振興組合又はその活動が商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合
- （2） 商店街を形成する任意の商店街組織で、その構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの
- （3） 商工会法又は商工会議所法に基づいて組織され、商店街活性化のための事業等を行うもの
- （4） 同条（1）から（3）に規定する団体を2つ以上含む者で構成する公益性及び一体性のある組織で、商店街活性化のための事業等を行うもの

（補助対象事業）

第3条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の事業とする。

- （1） 感染症対策事業
- （2） テイクアウト・デリバリー事業
- （3） 商品券・クーポン券発行事業
- （4） イベント事業
- （5） キャッシュレス推進事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める事業

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助対象事業を行う事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助率、補助限度額及び補助要件は、別表のとおりとする。

3 補助対象事業について、国、県等の公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合には、補助対象事業に要する経費から、国、県等の公共団体又はその他の団体から交付される補助金等の額を差し引いた額を算定の基礎として補助金を交付する。

ただし、新潟市の補助金等（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）の交付を受ける場合には、補助金を交付しない。

(補助対象経費)

第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の遂行に直接関係する費用とする。ただし、次の各号に掲げる費用は、補助対象経費から除くものとする。

(1) 商店街の管理運営に係る経常経費

(2) 個人個店の資産形成に係る経費

(3) 食糧費及び飲食費のうち酒類等遊興費

(4) 交際費

(5) 慶弔費

(6) 前各号に掲げるもののほか、第3条に定める補助対象事業の遂行に直接関係しない費用

(交付申請)

第6条 事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記様式第1号による補助金交付申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（当該補助金に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63

年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第7条 市長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、別記様式第2号による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる事項を条件として補助金を交付するものとする。

- (1) 申請内容及び金額の変更(第9条に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくこと。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (7) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- (8) 補助事業実施期間は、令和4年11月1日から令和6年3月31日までとし、補助実施期間に実施された事業を補助対象とし、この期間外に発生した経費に対しては、補助金の交付を受けることはできない。

3 前項各号に掲げるもののほか、市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要

な条件を付すことができる。

(変更の承認申請)

第8条 第7条第2項第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第3号による事業変更承認申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、別記様式第4号により変更承認通知書を当該申請者等に送付するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 第7条第2項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

(1) 補助金額の変更で、補助金交付決定額から10パーセントを超えない減額の変更であること。

(2) 補助対象経費に計上した同一項目内の額の変更で、その額が変更前の金額から10パーセントを超えない範囲の変更であること。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第10条 第7条第2項第2号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、別記様式第5号による中止(廃止)承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、別記様式第6号により中止(廃止)承認通知書を補助事業者に送付するものとする。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第11条 第7条第2項第3号の規定により市長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 補助金交付の決定を受けた者は、当該補助事業完了後1月以内、又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、速やかに別記様式第7号により、実績報告書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らか
な場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。なお、実
績報告時に当該消費税等仕入控除税額が確定していない場合にあつては、確定後、別記
様式第8号により、消費税額の確定に伴う報告書を速やかに市長に報告しなければなら
ない。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書等の提出を受けた場合には、その内
容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を
確定し、これを別記様式第9号の補助金確定通知書により補助事業者に通知するものと
する。

(財産処分の制限)

第14条 規則第20条の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ、
別記様式第10号の財産処分の承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければな
らない。

2 市長は、前項の規定による申請書等の提出があつたときは、審査のうえ承認を行い、
別記様式第11号により財産処分の承認通知書を補助事業者に送付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第7条
により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要
綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象者	<p>単独補助：第2条（1）～（3）に規定する団体</p> <p>連携補助：第2条（4）に規定する団体</p>
補助率	<p>単独補助：5分の4</p> <p>連携補助：10分の10</p>
補助限度額	<p>単独補助：団体会員数（注）×5万円（上限300万円）</p> <p>連携補助：第2条（1）～（3）に規定する団体数×30万円（上限300万円）</p>
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・連携補助における同一の補助対象者に対する補助は、各年度につき補助限度額まで申請することができる。 ・市税を完納していること又は新型コロナウイルス感染症の影響により市税の納付を猶予されていること。

注：会員数は、定款または規約等で団体が規定している団体の会員（賛助会員を除く）を算定根拠とする。ただし、第2条（3）に基づき補助対象者となる団体は、その団体に設置された商業振興に資する部会の会員数を算定根拠とする。

（宛 先）
新潟市長

（申請者）所在地
名 称
代表者

地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金交付申請書

地域を支える商店街支援事業を下記のとおり実施したいので、新潟市地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の名称

区分	<input type="checkbox"/> 感染症対策事業 <input type="checkbox"/> 商品券・クーポン発行事業 <input type="checkbox"/> キャッシュレス推進事業	<input type="checkbox"/> テイクアウト・デリバリー事業 <input type="checkbox"/> イベント事業 <input type="checkbox"/> その他事業
事業の名称		

2 補助事業の目的及び内容 事業計画書のとおり

3 商店街団体会員数、補助金交付上限額、補助対象額及び補助金交付申請額等

<input type="checkbox"/>	単独補助	商店街等団体会員数 (A)	補助金交付上限額 (A×50,000円)	既交付額
			円	円
<input type="checkbox"/>	連携補助	商店街等団体数 (B)	補助金交付上限額 (B×300,000円)	既交付額
			円	円
		補助対象額	補助率	交付申請額
		円	<input type="checkbox"/> 単独補助 4 / 5 <input type="checkbox"/> 連携補助 10 / 10	円

4 補助事業着手予定年月日 年 月 日

5 補助事業完了予定年月日 年 月 日

6 補助事業である旨の情報の公表方法及び時期

7 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請団体の定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
- (4) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (5) 納税証明書（新潟市制度用）

（申請者） 様

新潟市長

地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記の補助金について、新潟市地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の区分 (感染症対策事業) / (テイクアウト・デリバリー事業) / (商品券・クーポン発行事業) (イベント事業) / (キャッシュレス推進事業) / (その他事業)
- 2 補助事業の名称
- 3 補助対象額 円
- 4 交付決定額 円
(補助率:)
- 5 補助対象事業の詳細 交付申請書記載の通り
- 6 補助金交付の条件
 - ・事業実施による効果（成果）を数値で示すこと
 - ・本事業が新潟市からの補助金に基づくものである旨を表示すること

年 月 日

（宛 先）
新潟市長

（申請者）所在地
名 称
代表者

地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号の2で補助金の交付決定通知のあり
ました標記の補助金について、下記のとおり変更したいので、新潟市地域を支える商店街
支援事業（第4弾）補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

--

2 変更の内容

変更前	変更後

3 添付書類

- （1）補助金交付決定通知書の写し
- （2）変更内容の分かる事業計画書
- （3）変更前後の比較ができる収支予算書

第 号の
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長

地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金変更承認通知書

年 月 日付 第 号の2で補助金交付決定した地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金に係る変更承認について、下記のとおり変更を承認したので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 既交付決定額 円
- 3 変更後交付決定額 円
- 4 変更内容及び理由 変更承認申請書のとおり
- 5 変更承認の理由

年 月 日

（宛 先）
新潟市長

（申請者）所在地
名 称
代表者

地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号の2で補助金の交付決定通知のあり
ました標記の補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、新潟市地域を支え
る商店街支援事業（第4弾）補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由及び内容

--

2 中止期間（一定期間の中止の場合のみ記載）

年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

（1）補助金交付決定通知書の写し

第 号の
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長

地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日付 第 号の2で補助金交付決定した地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金に係る中止（廃止）承認申請について、下記のとおり中止（廃止）を承認したので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）理由及び内容 中止（廃止）承認申請書のとおり
- 3 中止（廃止）承認の理由

年 月 日

（宛 先）
新潟市長

（報告者）所在地
名 称
代表者

地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の2で補助金交付決定のありました事業が完了したので、新潟市地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金交付要綱第12条の規定により下記の通り報告します。

記

1 補助事業の交付決定額及びその精算額

補助対象額	補助率	補助金額	交付決定額	差引増減

2 補助事業の完了年月日

年 月 日

3 補助事業の効果・成果

事業実績報告書の記載のとおり

4 消費税仕入控除税額の取扱い

ア 交付申請時に消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った。

イ 課税事業者となっていないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。

ウ 消費税仕入控除税額が確定していないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。

エ 実績報告時に消費税仕入控除税額が確定したので、実績額から消費税仕入控除税額を減額した。

（注1）ア、イ、ウ、エのいずれかに○印を付けること。

（注2）ウの場合は、消費税仕入控除税額が確定次第、速やかに別記様式第8号を提出すること。

5 添付書類

（1）事業実績報告書

（2）収支決算書

（3）事業実施に係る領収書又は支払ったことを証する書類の写し（用途を明記）

（4）事業実施にあたっての写真（実施風景や成果物）

（5）口座振替申込書

年 月 日

（宛 先）
新潟市長

（報告者）所在地
名 称
代表者

地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金に係る消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付で報告した地域を支える商店街支援事業に係る実績報告書において、消費税法上の消費税額が確定したので、新潟市地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金交付要綱第12条の規定により下記の通り報告します。

記

1 補助金額（市等が確定通知書により通知した額）	円
2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額	円
3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額（3－2）	円

（注） 別紙として積算の内訳を添付すること。（任意書式）

第 号の
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長

地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました標記補助金について、下記の通り確定したので、新潟市地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付済額
- 4 確定額

年 月 日

（宛 先）
新潟市長

（報告者）所在地
名 称
代表者

地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金に係る
財産処分の承認申請書

年 月 日付 第 号の2で交付決定通知のありました事業により
取得した財産を下記のとおり処分したいので、新潟市地域を支える商店街支援事業（第4
弾）補助金交付要綱第14条の規定により承認を申請します。

記

1 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日

品目（名称）	取得効用増加年月日
	年 月 日

2 取得効用増加価格及び時価

価格	時価
円	円

3 処分の理由及び方法

処分理由	処分方法

第 号の
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長

地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金に係る
財産処分の承認通知書

年 月 日付で申請のあった地域を支える商店街支援事業に係る財産処分の処分承認について、下記のとおり処分することを承認したので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 処分する財産の品目（名称）
- 3 処分方法
- 4 承認理由